

**R6行政書士向け特車確認制度等に関するアンケート調査項目**

NO	回答方法	質問概要	質問内容
属性1	SA	事務所の所在地	【選択肢】 ①東京都 ②千葉県 ③神奈川県 ④埼玉県 ⑤茨城県 ⑥栃木県 ⑦山梨県 ⑧群馬県 ⑨長野県
属性2	SA	特車手続きの経験年数	【選択肢】 ①1年未満 ②1年~5年 ③5年~10年 ④10年以上
質問1	SA	特車申請件数	特車申請手続きの代行業務を、年間に何件請負っていますか。 【選択肢】 ①年間100件以上 ②年間50件以上 ③年間10件以上 ④年間数件
質問2	MA	依頼者の問合せ方法	特車申請手続きの代行業務を依頼されるお客様は、どのような形で依頼されますか。当てはまるものをすべてお選びください。※複数回答可 【選択肢】 ①ホームページへの問合せ ②電話による問合せ ③出版物(チラシ、広告)からの問合せ ④事務所への来訪 ⑤お客様からの紹介 ⑥車検手続代行等、別の依頼からの追加依頼 ⑦その他( )
質問3	SA	依頼者が重視する事務所選択ポイント	特車申請手続きの代行業務を依頼されるお客様は、貴事務所に依頼するにあたり何を重視されていますか。 【選択肢】 ①費用の安さ ②手続き時間の短さ(迅速さ) ③手続き内容を全部任せっきりにできる簡単さ ④要望した内容が実施される確実性 ⑤安心感 ⑥その他( )
質問4	SA	行政書士が依頼者への事前説明で重視するポイント	特車申請手続きの代行業務の依頼を受ける際に、お客様への事前説明にあたり何を重視されていますか。 【選択肢】 ①手続きをしてみないと、費用が確定できないこと ②手続きをしてみないと、手続き完了までの期間がわからないこと ③手続きをしてみないと、必要な書類等のわからないこと(追加相談が発生すること) ④手続きをしてみないと、希望どおりの手続き結果にならないこと ⑤特になし ⑥その他( )
質問5	SA	特車申請方法の指定	特車申請手続きを依頼してきたお客様に対し、特車申請手続き方法はどのように決定されますか。最も多い方法をお選びください。 ※特車申請には、A.「特殊車両通行許可システム」(特殊車両通行許可制度)を使う方法とB.「特殊車両通行確認システム」(特殊車両通行確認制度)を使う方法があります。 【選択肢】 ①貴事務所が、確認制度システムを提案する。 ②貴事務所が、許可制度システムを提案する。 ③お客様が確認制度システムを指定する。 ④お客様が許可制度システムを指定する。
質問6	SA	特車申請の割合	A.通行許可システムとB.通行確認システムの使用割合はおおよそどのくらいですか。 【例】A.通行許可システム:7割、B.通行確認システム:3割の場合 = ④7:3 【選択肢】 ①10:0 ⇒質問10にスキップ ②9:1 ⇒質問9にスキップ ③8:2 ⇒質問9にスキップ ④7:3 ⇒質問9にスキップ ⑤6:4 ⇒質問9にスキップ ⑥5:5 ⇒質問9にスキップ ⑦4:6 ⇒質問9にスキップ ⑧3:7 ⇒質問9にスキップ ⑨2:8 ⇒質問9にスキップ ⑩1:9 ⇒質問9にスキップ ⑪0:10 ⑫わからない ⇒質問9にスキップ
質問7	MA	確認制度を利用する場合の理由	B.通行確認システム(確認制度)を使用した理由をお聞かせください。当てはまるものをすべてお選びください。※複数回答可 【選択肢】 ①即時に通行可能経路が確認できるから ②自動的に経路探索ができるから ③双方向の経路が確認できるから ④車両登録は初めの1回のみで5年間有効だから ⑤手数料の納付をオンライン決済できるから ⑥わかりやすく、簡単にできるから ⑦その他( )

質問8	MA 確認制度を利用しない場合の理由	<p>B.通行確認システム(確認制度)を使用しなかった理由をお聞かせください。当てはまるものをすべてお選びください。※複数回答可</p> <p><b>【選択肢】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請を予定していた車両がETC2.0車載器を車載していないため、確認制度が利用できないから</li> <li>②申請を予定していた車両が超重量、超寸法車両のため、確認制度が利用できないから</li> <li>③申請を予定していた経路に未収録道路が含まれていたため、確認制度が利用できなかったから</li> <li>④申請を予定していた経路を、2点間検索で検索できず、確認制度が利用できなかったから</li> <li>⑤オンライン決済が利用できないため、確認制度が利用できないから</li> <li>⑥従来の許可制度との違いが分からぬから</li> <li>⑦従来の許可制度に慣れているから</li> <li>⑧従来の許可制度と比べて費用が高かったから</li> <li>⑨従来の許可制度と比べて有効期間が短かったから</li> <li>⑩従来の許可制度と比べて車両登録の操作に時間がかかったから</li> <li>⑪従来の許可制度と比べて通行経路の操作に時間がかかったから</li> <li>⑫操作方法がわからなかったから</li> <li>⑬車両登録手数料確認画面に表示された手数料が高かったから</li> <li>⑭経路確認手数料確認画面に表示された手数料が高かったから</li> <li>⑮その他( )</li> </ul>
質問9	SA 確認制度利用促進に向けた質問	<p>A.許可制度による継続手続きを依頼されるお客様に対し、B.確認制度をお勧めする場合、どのような点をお勧めできると考えますか。一番お勧めしたい点をお選びください。</p> <p><b>【選択肢】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①即時に通行可能経路が確認できる「手続きの早さ」</li> <li>②自動的に経路探索ができる「手続きの便利さ」</li> <li>③双方向の経路が確認できる「手続きの便利さ」</li> <li>④車両登録は初めの1回のみで5年間有効という「手続きの便利さ」</li> <li>⑤手数料の納付をオンライン決済できる「手続きの簡単さ」</li> <li>⑥わかりやすく、簡単にできる「手続きの簡単さ」</li> <li>⑦その他( )</li> </ul>
質問10	MA 確認制度利用促進に向けた質問	<p>B.確認制度に関して、どのような情報があれば確認制度システムの利用を検討し、お客様に推奨したいと思われますか。当てはまるものをすべてお選びください。※複数回答可</p> <p><b>【選択肢】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①車両に関するメリットをお客様に説明できる資料 (従来の許可制度では毎回車両情報が必要だったが、車両情報の登録は初回のみで可能など)</li> <li>②経路に関するメリットをお客様に説明できる資料 (従来の許可制度では別申請であったが、主経路・代替経路・渡り線を含む1件で申請可能など)</li> <li>③「確認制度」の利用時の手数料が簡単に確認でき、お客様に説明できる方法</li> <li>④特車通行確認システムの操作手順がわかりやすい説明資料</li> <li>⑤特車通行確認システムの操作方法がわかりやすい動画マニュアル</li> <li>⑥その他( )</li> </ul>
質問11	FA 確認制度の改善点	<p>B.確認制度(通行確認システム含む)について、改善して欲しい点はありますか。 (特にない場合は「なし」とご入力ください。)</p> <p>( )</p>
質問12	FA 大型車通行適正化に向けた質問	<p>特殊車両による輸送において、最も大きな課題と感じられている点をお聞かせください。 (特にない場合は「なし」とご入力ください。)</p> <p>( )</p>